

## 令和8年度東京都防犯設備運用経費補助金交付要綱実施細目

7 安総都第 946 号

令和 8 年 3 月 19 日

### 第 1 令和 8 年度東京都防犯設備運用経費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）

#### 第 4 条関係

要綱第 4 条の事業の実施に当たっては、区市町村は補助対象経費の 3 分の 1（3 分の 1 の金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることができる。）を負担するものとし、3 分の 1 を超えて補助を行うことを妨げない。

### 第 2 要綱第 5 条関係

地域団体から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の全部又は一部の納付があった場合には、速やかに東京都知事に報告しなければならない。なお、東京都知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

### 第 3 要綱第 6 条関係

- (1) 「別途定める申請期間」については、以下のとおりとする。  
令和 8 年 4 月 1 日（水曜日）から令和 8 年 4 月 24 日（金曜日）まで  
ただし、都が認める場合には、上記期間外の提出を受け付ける。
- (2) 補助金交付申請書に添付する「必要な書類」とは、当該区市町村の補助金交付要綱、使途・単価・規模等積算が確認できるものをいう。

### 第 4 要綱第 12 条関係

「必要な書類等」とは、都の補助を受けて整備した設備であることが確認できるもの及び以下のいずれかをいう。

- (1) 請求書・領収書等使途・単価・規模が確認できるもの
- (2) 区市町村における当該補助金に係る支出命令書及びその内訳を示す資料